

全国農協乳業協会 乳酸菌使用要領

平成 26 年 2 月 13 日制定

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

第 1 条(目的)

全国農協乳業協会(以下「協会」という。)が開発した有用乳酸菌等(以下「農乳協乳酸菌」という。)の菌株の純粋性の維持と会員相互の連携強化を目的とする。

第 2 条(菌株の維持管理)

協会は、農乳協乳酸菌の維持管理のため、菌株を専門業者に寄託し、菌株の生存や純粋性の確保を定期的に確認するものとする。

第 3 条(使用資格)

農乳協乳酸菌を使用することができる者は、協会の会員に限るものとする。

第 4 条(使用申請)

新たに農乳協乳酸菌を使用しようとする会員は、菌株申込書(様式第 1 号)を協会に提出するものとする。

第 5 条(菌株の分譲)

農乳協乳酸菌は、希望する協会の会員に分譲する。費用は第 7 条によるものとする。

- 2 商品の製造を第三者に委託し菌株提供の必要がある場合は、別途、委託先を含めた協会との三者による覚書(様式第 2 号)を締結するものとする。この場合の第三者とは、原則として協会会員とする。

第 6 条(菌株更新)

協会は、農乳協乳酸菌を使用し商品を製造している会員(以下「使用会員」という。)に対し、原則として 1 月および 7 月の年 2 回、菌株を分譲する。使用会員は菌株を更新し、更新前の菌株は滅却するものとする。費用は第 7 条によるものとする。

- 2 使用会員において、前項以外の時期に菌株を必要とする場合は、菌株申込書(様式第 1 号)を協会に提出するものとする。費用は第 7 条によるものとする。

第 7 条(費用)

使用会員は、菌株の分譲及び菌株の維持管理のため、アンプル製造費としてアンプル送付 1 回につき 5,000 円を協会に支払うものとする。

- 2 新たに農乳協乳酸菌を使用しようとする会員または使用会員で菌株更新時以外に菌株を必要とする場合は、在庫がある場合は、原則として1アンプルにつき5,000円を協会に支払うものとする。ただし、新たにアンプルを作成する必要がある場合には作成に係る実費を支払うものとする。

第8条(使用会員の責務)

使用会員は、本要領の各条を誠実に遵守しなければならない。

- 2 農乳協乳酸菌は、使用会員の責任において取り扱うものとする。
- 3 使用会員は、農乳協乳酸菌を使用した商品に問題が生じた場合は、自らの責任においてこれを解決するものとする。
- 4 N-1 乳酸菌については、商品に共同研究を行った旨を記載する場合は、「N-1 乳酸菌は信州大学と全国農協乳業協会が共同研究して見出した乳酸菌である」旨を事実に基づき法令等を遵守して記載するものとする。
- 5 農乳協乳酸菌についての独自の調査研究は任意とするが、他に開示する場合は事前に協会の承認を得るものとする。
- 6 農乳協乳酸菌の使用は、自社商品(NB 商品)への使用を基本とする。ただし、普及を図る上で第三者商品(PB 商品)に使用する場合は、他の会員の同一菌株使用商品への影響に最大限の配慮を払うとともに、協会に事前報告(様式第3号)し、協会はそれを使用会員に対して通知するものとする。

第9条(報告)

使用会員は、発売前に当該商品の概要を協会に報告するものとする。

- 2 発売後は、毎年度3月末までの使用実績をとりまとめの上、4月末日までに農乳協乳酸菌販売実績報告書(様式第4号)を協会に報告するものとする。

第10条(補足)

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、都度、使用会員と協会が協議し、決定することができるものとする。

- 2 この要領制定前に締結した「N-1 乳酸菌購入誓約書」「覚書」については、引き続きその効力をもつこととする。

附則

- 1 この要領は、平成26年2月13日より施行する。
- 2 改正の要領は、平成28年4月1日より施行する。
- 3 改正の要領は、平成31年4月1日より施行する。

様式第1号

平成 年 月 日

全国農協乳業協会 御中

菌株購入申込書

全国農協乳業協会乳酸菌使用要領を了解し、下記の通り菌株を申し込みます。

菌 株 名 _____

購入アンプル数 _____

会 員 名 _____

送付先住所 _____

部 署 _____

役 職 _____

担 当 者 _____ (印)

T E L _____

F A X _____

覚 書

(商品名)の製造販売に関し、委託者(会員名)(以下「甲」という)、受託者(企業名)(以下「乙」という)および全国農協乳業協会(以下「丙」という)の 3 者は、全国農協乳業協会乳酸菌使用要領第 5 条 2 項に基づき、以下のとおり覚書を交す。

記

第1条 (菌 株 名)は、甲が乙に委託する(商品名)のみに使用できるものとし、乙は(商品名)以外に使用できない。このことを乙は確認する。

第2条 甲および乙は、甲乙両者が締結する委託製造契約に(菌 株 名)使用条項を設けることに同意する。

第3条 第 1 条の定めにより丙は、乙が(菌 株 名)を使用することを承認する。

第4条 乙は、(菌 株 名)を第 3 者に譲渡してはならない。また、乙は本製造にかかる情報を製造委託の契約期間はもとより、契約終了後においても他に漏洩してはならない。

第5条 本覚書に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙丙 3 者が協議のうえ円満な解決を図るものとする。

本覚書締結の証として 3 通を作成し、甲乙丙各々記名捺印の上、各 1 通を保管するものとする。

平成 年 月 日

住所

甲 会員名

代表者

印

住所

乙 会員名

代表者

印

丙 東京都渋谷区代々木 1 丁目 37 番 2 号

酪農会館 (全酪連内)

全国農協乳業協会

会 長

印

様式第3号

平成 年 月 日

全国農協乳業協会 御中

会 員 名
代表者氏名
住 所

印

N-1 乳酸菌使用の第三者商品 (PB 商品) 製造・販売に関する報告書

弊社は、全国農協乳業協会乳酸菌使用要領第8条6により N-1 乳酸菌を使用する第三者商品 (PB 商品) を製造・販売をしたく下記の通り事前報告致します。

記

1. 製造工場 (名称・所在地)
2. 販売先 (問屋並びに主な流通チェーン名・販売地域)
3. 発売予定年月日
4. 商品規格 (名称・容量等)
5. (メーカー設定) 価格体系 (商品毎)
6. その他

以上

全国農協乳業協会 御中

農乳協乳酸菌 販売実績報告書

全国農協乳業協会乳酸菌使用要領第 9 条 2 項に基づき、下記の通り実績を報告します。

記

1. 会員名 : _____

2. 記入者 : (部署役職氏名) _____

3. 実績 : 期間 平成 年 4 月 ~ 平成 年 3 月 (リニューアル品を含む)

使用 菌株名	商品名	種類別/ 容量(単位)	販売期間	販売数量 (単位)	販売金額 (千円)
				合計	

以上

(記入例) ※商品が複数の場合は、下記のように適宜、表に横罫線を入れて区分して下さい。

N-1	農乳協 N-1 ヨーグルト	はっ酵乳/ 400g	5 月 ~ 3 月	12 個入 90 万 c/s	1,620,000 千円
		85g × 3	6 月 ~ 10 月	6p 入 50 万 c/s	300,000 千円
N-1	今日も N-1	はっ酵乳/ 120ml	4 月 ~ 3 月	12 個入 100 万 c/s	960,000 千円